国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：大学発ベンチャー支援に伴う財産貸付料債権の発生に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

〔省略〕

（通知義務者）

第４条　債権の発生，変更又は消滅（以下「債権の発生等」という。）の通知を行う者（以下「通知義務者」という。）は，別表のとおりとする。

別表（第４条関係）　債権の種類及び債権発生等通知義務者等

<table>
<tr><th>債権の種類</th><th>区　　分</th><th>通知義務者</th><th>通知担当課</th></tr>
<tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財産貸付料債権</td><td></td><td>学長</td><td>総務課，学術情報課，財務課，研究・連携推進課</td></tr>
<tr><td>国際交流会館</td><td>学務部長</td><td>国際課</td></tr>
<tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr>
</table>

〔省略〕

附　則

この要項は，令和８年４月１日から施行する。

</td><td>

〔省略〕

（通知義務者）

第４条　債権の発生，変更又は消滅（以下「債権の発生等」という。）の通知を行う者（以下「通知義務者」という。）は，別表のとおりとする。

別表（第４条関係）　債権の種類及び債権発生等通知義務者等

<table>
<tr><th>債権の種類</th><th>区　　分</th><th>通知義務者</th><th>通知担当課</th></tr>
<tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財産貸付料債権</td><td></td><td>学長</td><td>総務課，学術情報課，財務課</td></tr>
<tr><td>国際交流会館</td><td>学務部長</td><td>国際課</td></tr>
<tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr>
</table>

〔省略〕

</td></tr>
</table>